

第 64 号議案

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市立文化センター条例（昭和 56 年 8 月条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第 2 条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。	第 2 条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立生田文化会館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">神戸市立中央区文化センター</td> <td style="border: 2px solid black;">神戸市中央区東町 115 番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立生田文化会館	[略]	神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町 115 番地	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立生田文化会館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立生田文化会館	[略]	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市立生田文化会館	[略]																		
神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町 115 番地																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市立生田文化会館	[略]																		
[略]	[略]																		

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及

び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第4条関係）

センター	施設
[略]	[略]
灘区文化センター	会議室 料理教室 美術室 工芸室 服飾室 音楽室 陶芸室 和室 伝承芸能室 体育館 老人談話室 ロビーその他の便益施設
[略]	[略]
生田文化会館	[略]
中央区文化センター	多目的ルーム 会議室 スタジオ クッキングルーム 和室 服飾室 音楽室 美術室 陶工芸室 青少年コーナー ロビーその他の便益施設
[略]	[略]
北須磨文化センター	プール 体育館 柔剣道室 トレーニング室 会議室 和室 料理室 音楽室 美術室 陶芸室 工芸室 ロビーその他の便益施設
[略]	[略]

備考 [略]

別表第2（第10条関係）

(1) 施設の利用料金

ア～オ [略]

カ 中央区文化センター

施設			利用料金（単位 円）								
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単 位 人）	午前 （午前 9時か ら正午 まで）	午後 （午後 1時か ら午後 5時ま で）	夜間 （午後 5時30 分から 午後9 時まで）	午前・午 夜間 （午前 9時か ら午後 5時ま で）	午後・午 夜間 （午後 1時か ら午後 9時ま で）	終日 （午前 9時か ら午後 9時ま で）	時間外 の使用 につき 1時間		
多目的ル ーム	276	264	11,800	15,800	13,800	24,900	26,600	35,200	3,900		
会議室	大	1	164	93	7,000	9,400	8,200	14,800	15,800	20,900	2,300
		2	129	63	5,500	7,400	6,500	11,600	12,500	16,500	1,800
	中	1	95	57	4,100	5,400	4,800	8,600	9,200	12,100	1,400
		2	80	36	3,400	4,600	4,000	7,200	7,700	10,200	1,100
		3	76	36	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
		4	76	36	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
		5	76	30	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100

改正前

別表第1（第4条関係）

センター	施設
[略]	[略]
灘区文化センター	会議室 料理教室 美術室 工芸室 服飾室 音楽室 陶芸室 和室 伝承芸能室 体育館 老人談話室 ロビーその他の便益施設
[略]	[略]
生田文化会館	[略]
[略]	[略]
北須磨文化センター	プール 体育館 柔剣道室 トレーニング室 集会室 料理室 音楽室 美術室 陶芸室 工芸室 ロビーそ 他の便益施設
[略]	[略]

備考 [略]

別表第2（第10条関係）

(1) 施設の利用料金

ア～オ [略]

	6	69	36	3,000	3,900	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000
	7	67	49	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000
	8	65	36	2,800	3,700	3,300	5,900	6,300	8,300	900
小	1	53	27	2,300	3,000	2,700	4,800	5,100	6,800	800
	2	53	24	2,300	3,000	2,700	4,800	5,100	6,800	800
	3	51	24	2,200	2,900	2,600	4,600	4,900	6,500	700
	4	46	24	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	700
	5	46	24	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	700
	6	42	24	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600
	7	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600
	8	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600
	9	38	20	1,600	2,200	1,900	3,400	3,700	4,900	500
	10	38	20	1,600	2,200	1,900	3,400	3,700	4,900	500
	11	35	20	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500
	12	35	16	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500
	13	32	16	1,400	1,800	1,600	2,900	3,100	4,100	500
特別会議室		62	16	2,700	3,500	3,100	5,600	6,000	7,900	900
スタジオ		162	100	6,900	9,300	8,100	14,600	15,600	20,700	2,300
クッキング グループ		100	42	5,600	7,400	6,500	11,700	12,500	16,600	1,900
和室		53	28	2,500	3,300	2,900	5,300	5,600	7,400	800
服飾室		69	37	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
				3,000	3,900	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000
音楽室	1	81	30	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300
	2	52	25	2,500	3,300	2,900	5,200	5,500	7,300	800
美術室		83	40	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,700	1,300
陶芸室		102	38	4,800	6,400	5,600	10,100	10,800	14,300	1,600

備考

1 服飾室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は

下段に掲げる金額を適用する。

2 大会議室 1 は中会議室 1 及び 6 を、大会議室 2 は中会議室 3 及び小会議室 1 を 1 室として使用するときをいう。

キ～サ [略]

シ 北須磨文化センター

施設			利用料金 (単位 円)													
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							時間利 用の場合	個人 使用 の場合	団体 使用 の場合				
			午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時から 午後9時 まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	時間利 用							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
会議室	大	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	中	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	小	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
5		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
和室	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

ス、セ [略]

(2) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、葺合文化センター、生田文化会館、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1 設備 1 回につき 6,300 円

イ、ウ [略]

カ～コ [略]

サ 北須磨文化センター

施設			利用料金 (単位 円)												
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							時間利 用の場合	個人 使用 の場合	団体 使用 の場合			
			午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時から 午後9時 まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	時間利 用						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
大会議室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
中会議室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
小会議室 1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
小会議室 2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
小会議室 3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
小会議室 4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
小会議室 5	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室 1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室 2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室 3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

シ、ス [略]

(2) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、葺合文化センター、生田文化会館、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1 設備 1 回につき 6,300 円

イ、ウ [略]

第 2 条 神戸市立文化センター条例の一部を次のように改正する。

次の表の第 2 条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び第 2 条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第 2 条による改正後	第 2 条による改正前																				
（名称及び位置）	（名称及び位置）																				
第 2 条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。	第 2 条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立中央区文化センター</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区東町115番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町115番地	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立葺合文化センター</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立生田文化会館</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区中山手通6丁目1番40号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立中央区文化センター</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区東町115番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号	神戸市立生田文化会館	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号	神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町115番地	[略]	[略]
名称	位置																				
[略]	[略]																				
神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町115番地																				
[略]	[略]																				
名称	位置																				
[略]	[略]																				
神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号																				
神戸市立生田文化会館	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号																				
神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町115番地																				
[略]	[略]																				

次の表の第 2 条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び第 2 条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

別表第1（第4条関係）

センター	施設
[略]	[略]
中央区文化センター	多目的ルーム 会議室 スタジオ クッキングルーム 和室 服飾室 音楽室 美術室 陶芸室 青少年コ ーナー ロビーその他の便益施設
[略]	[略]

備考 [略]

別表第2（第10条関係）

- (1) 施設の利用料金
ア～ウ [略]

第2条による改正前

別表第1（第4条関係）

センター	施設
[略]	[略]
葦合文化センター	会議室 多目的室 和室 ロビーその他の便益施設
生田文化会館	大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣 服文化室 音楽室 視聴覚室 美術室 陶芸室 体育 室 青少年コーナー ロビーその他の便益施設
中央区文化センター	多目的ルーム 会議室 スタジオ クッキングルーム 和室 服飾室 音楽室 美術室 陶芸室 青少年コ ーナー ロビーその他の便益施設
[略]	[略]

備考 [略]

別表第2（第10条関係）

- (1) 施設の利用料金

ア～ウ [略]

エ 葦合文化センター

施設 名称	面積 (単 位 平方 メー トル)	定員 (単 位 人)	利用料金(単位 円)							個人使用の 場合	
			専用使用の場合								
			午前 (午前 9時か ら正午 まで)	午後 (午後 1時か ら午後 5時ま で)	夜間 (午後 5時30 分から 午後9 時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後 5時ま で)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後 9時ま で)	終日 (午前 9時から 午後 9時ま で)	時間外 の使用 につき		
会 議 室	大	140	80	6,000	8,000	7,100	12,500	13,600	17,800	2,100	
	中	80	54	3,500	4,500	4,000	7,200	7,700	10,200	1,200	
	小	60	36	2,800	3,700	3,300	5,900	6,400	8,400	900	1人1時間 につき 150
多 目 的 室				2,500	3,500	3,000	5,400	5,900	7,600	900	
		60	24	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000	1人1時間 につき 150
和 室	60	36	2,800	3,700	3,200	6,000	6,300	8,400	1,000	1人1時間 につき 150	

備考

- 1 会議室小(面積が60平方メートルのものに限る。)の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

2 多目的室の利用料金については、会議以外の目的のために使用する場合は上段に掲げる金額を、会議の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

オ 生田文化会館

施設			利用料金（単位 円）							
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合							個人使用の場合
			午前 （午前 9時から 正午 まで）	午後 （午後 1時から 午後 5時まで）	夜間 （午後 5時から 午後 9時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後 5時まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後 9時まで）	終日 （午前 9時から 午後 9時まで）	時間外 の使用 （1時間 につき）	
大ホール	266	324	11,400	15,200	13,300	24,000	25,700	33,900	3,800	
会議室	85	42	3,600	4,900	4,300	7,700	8,200	10,800	1,200	
	74	36	3,200	4,200	3,700	6,700	7,100	9,400	1,100	
	52	20	2,200	3,000	2,600	4,700	5,000	6,600	800	
	47	18	2,000	2,700	2,400	4,200	4,500	6,000	700	
	33	12	1,400	1,900	1,700	3,000	3,200	4,200	500	
多目的ホール	93	51	4,000	5,300	4,700	8,400	9,000	11,900	1,400	1人1時間につき 150
料理教室	82	40	4,600	6,100	5,300	9,600	10,300	13,600	1,600	
和室	44	18	2,100	2,800	2,400	4,400	4,700	6,200	700	1人1時間につき 150
衣服文化室	80	42	3,800	5,000	4,400	7,900	8,500	11,200	1,300	1人1時間につき 150
			3,400	4,600	4,000	7,200	7,700	10,200	1,200	
音楽室	64	15	3,000	4,000	3,500	6,300	6,800	9,000	1,000	
視聴覚室	38	12	1,800	2,400	2,100	3,800	4,000	5,300	600	
美術室	62	25	2,900	3,900	3,400	6,100	6,600	8,700	1,000	1人1時間につき 150
陶芸室	64	30	3,000	4,000	3,500	6,300	6,800	9,000	1,000	1人1時間につき 150
体育室	444		3,500	4,600	4,000	7,300	7,800	10,300	1,200	1人1時間につき
	222		1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,200	600	150

エ～シ [略]

(2) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1 設備 1 回につき 6,300円

イ、ウ [略]

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

カ～セ [略]

(2) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、葺合文化センター、生田文化会館、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1 設備 1 回につき 6,300円

イ、ウ [略]

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第1の改正規定(中央区文化センターの項を加える部分を除く。)及び別表第2の改正規定(第1号サの表に係る部分(同表を同号シの表とする部分を除く。))に限る。)並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 第2条及び附則第3項の規定 令和4年8月1日

2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立中央区文化センターの供用を開始する日は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(勤労会館条例の廃止)

3 神戸市勤労会館条例(昭和55年4月条例第20号)は、廃止する。

(準備行為)

4 第1条の規定による改正後の神戸市立文化センター条例(以下この項において「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立中央区文化センターに係る新条例第6条第1項の許可、新条例第10条第1項の利用料金の収受その他必要な行為は、新条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

理 由

神戸市立中央区文化センターの設置等に当たり、条例を改正する必要があるため。